

「こどもの権利条約プロモーター学会」設立趣意書

1989年に国連で採択され、日本でも1994年に批准された「こどもの権利条約」、そして2023年に施行された「こども基本法」は、ひとりひとりのすべてのこどもが尊重され、幸せに生きるための基盤となるものです。

しかし、条約に書かれた原則やこどもの権利が、私たちの地域社会や学校、家庭といったあらゆる場面で十分に実現されているとは未だ言い難い現状があります。こどもの権利を真に社会へ根付かせるためには、単なる知識の普及に留まらず、条約を深く学び、地域社会で自ら行動を起こす「プロモーター（推進者）」の存在と、それを支える研究・実践のネットワークが不可欠です。

これまで「こどもの権利条約プロモーター講座」では、弁護士の専門的な知見を交えながら、条約の条文をじっくりと読み解き、基礎から発展へと学びを深める場を提供してまいりました。多くの受講者が熱意を持って学び、それぞれの地域での実践を模索しています。

この歩みをさらに一歩進め、受講者・修了者、そしてこどもの権利に関わるすべての実践者・研究者が継続的に集い、知見を共有し、相互に高め合える場として、ここに「こどもの権利条約プロモーター学会」を設立いたします。

本学会は、こどもの権利条約に関する学術的・実践的な研究を行うとともに、こどもの権利を社会に広める人材（プロモーター）の育成・認定、および会員相互のネットワーク構築を目指します。まずは小さな一歩から、こどももおとなも共に尊重される地域社会の実現に向けて、共に歩みを進めていきましょう。

2026年7月11日

発起人代表 定者 吉人